

新設保育園開園のお知らせ



- 10月・11月に保育園が3園開園予定です。新規申込または希望園の変更等は下記期限までに手続きをお願いします。

名称	施設形態	所在地 / 連絡先	年齢別定員					備考
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	
やまがわ保育園	保育園	字山川 347 番地 ☎ 090-1945-1999	9名	10名	12名	14名	15名	10月開園予定
たいようのおか保育園	小規模保育施設	字津嘉山 113 番地 1 ☎ (仮) 851-8904 ※工事中のため9月まではくわの実保育園で対応。	6名	6名	7名			10月開園予定
ももの木保育園	保育園	字本部 178 番地 6 ☎ 851-4908	9名	12名	12名	14名	13名	11月開園予定

●申込受付について

10月開園の施設・・・8月10日(木)まで。(申込済の方の希望園等変更受付は8月17日(木)まで)
11月開園の施設・・・9月11日(月)まで。(申込済の方の希望園等変更受付は9月19日(火)まで)

やまがわ保育園・ももの木保育園では求人(保育士・調理員・用務員など)を行っています。
詳細は、各園にお問い合わせください。

※園の概要などは町ホームページに公開しています。町ホームページはこちら→



お問い合わせ こども課 ☎ 889-7028

児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

の現況届を忘れずに！

受給資格者は毎年必要な書類を添えて「現況届」を提出しなければなりません。
この届出を怠ると手当の支給が差し止められることもありますので、ご注意ください。
なお、受給者には文書で通知します。
※ 児童扶養手当の現況届と一緒に、母子及び父子家庭等医療費助成の現況届も行います。

受付期間

- ・児童扶養手当
 - ・母子及び父子家庭医療費助成
 - ・特別児童扶養手当
- 8月7日(月)～8月31日(木)
8月21日(月)～9月11日(月)

受付場所

南風原町役場 1 階こども課

○児童扶養手当とは

離婚等により父または母と生計を共にできない児童を養育する方や、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を養育する方に対する手当です。

○特別児童扶養手当とは

身体や精神に一定程度の障害がある 20 歳未満の児童を養育する方に対する手当です。



お問い合わせ こども課 ☎ 889-7028

南風原町外(他市町村)の認可外保育施設へ通う児童の保護者の皆さまへ 認可外保育施設利用の助成が受けられます

町では、町内の認可外保育施設に通う児童に対して、保育施設への「運営補助金」や「歯科検診補助金」などを助成しておりますが、町外の認可外保育施設に通う児童の保護者に対しては、下記のとおり保育料の一部を助成しております。

<対象児童> 南風原町に住んでおり、町外の認可外保育施設に通う児童

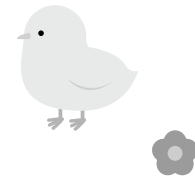
<申請方法> 申請の受付は、半年ごとに行います。(9月と3月)
申請には、町指定の申請書等の提出が必要となります。
※必要書類は直接こども課窓口で受け取るか、又はホームページからダウンロードして下さい。

<提出書類> 1. 南風原町町外認可外保育施設利用助成金交付申請書(様式1)
2. 町外認可外保育施設在籍証明書兼保育料等納入済証明書(様式2)
3. 南風原町町外認可外保育施設利用助成金交付請求書(様式4)
4. 保護者の通帳
5. 印鑑(認め印可)

<申請期限> 4月～9月分保育料 9月1日(金)～9月15日(金)締め切り
10月～3月分保育料 3月1日(木)～3月15日(木)締め切り
※申請後、内容を審査して決定した後、1ヶ月以内に保護者の指定した口座にお振り込みします。
※申請期限を過ぎると受付できません。
ただし、保育料の納付期限が9/15より後の場合などは相談に応じますのでご連絡ください。

<助成額> 月額 1,500円 ※地域型保育施設(他市町村から認可を受けている施設)については申請対象外となります。詳しくはこども課までおたずねください。

お問い合わせ こども課 ☎ 889-7028



臨時福祉給付金(経済対策分) 申請期限 せまる



【支給対象者】 平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方
ただし、課税されている方の税の扶養に入っている場合や生活保護の受給者である場合は該当しません。

【支給額】 1人につき1万5千円(1回限り)

【申請期間】 8月17日(木)まで

この日を過ぎると、給付金の支給を受けることができなくなります。
受給見込みのある方はお早めに申請してください。

【申請方法】

- ①申請書(該当者に送付済)に氏名、電話番号を記入し押印してください。
- ②「運転免許証」または「健康保険証」、「後期高齢者被保険者証」の写しのうちどれか1つ(対象者全員分)を添付してください。
- ③新たな口座へ振込を希望する場合は、通帳かキャッシュカードの写しが必要です。
※返信用の封筒で役場あてに送付するかまたは、役場2階 ⑦番窓口提出してください。



お問い合わせ 【申請方法に関すること】 こども課 臨時福祉給付金対策室 ☎851-3989
【制度に関すること】 厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。